

i n f o r m a t i o n 情 報 館 i n f o r m a t i o n

はり・マッサーシ施術費補助事業

市では、一部負担金の割合が1割の老人保健法医療受給者証をお持ちの方が、はり・マッサーシ登録施術機関で施術を受けた場合、1人1回につき800円を月2回を限度に補助していただきますが、老人保健法が廃止となったため、4月1日以降は1割の後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方が補助の対象になります。

◎利用手続きの変更はありません。申請先・問い合わせ 市役所1階・福祉総務課(☎2998-9113・FAX2998-1147)

「所沢市緑の基金」募金運動で配布する花の苗を「提供ください」

市では、皆さんからのご寄付と市の出資金を「所沢市緑の基金」に積み立て、貴重な緑の保全と緑化の推進に活用しています。また、百円玉募金運動を行い、募金していただいた方に花の苗を配布しています。「自宅などで栽培されている花の苗を百円玉募金運動にご提供していただける方がいらっしゃいましたら、みどりの公園課へご連絡ください。」

提供方法 花の苗は直径9〜10・5cmの園芸コンテナポット入りで、数量は1種類10ポット以上

◎空ポットは市で用意します。受付期間 4月1日(火)〜9月30日(火)

◎今年の募金運動は10月30日(木)に市役所西口玄関前広場で開催予定です。問い合わせ みどりの公園課(☎2998-9196・FAX2998-9153)

光化学スモッグにご注意を

5月から9月ごろにかけて、風が弱く日ざしの強い日には、光化学オキシダントが発生しやすくなります。

市では、防災行政無線等を利用して、光化学スモッグ注意報等をお知らせしています。注意報等の発令時には、不要、不急の車の使用や、

外出、屋外での運動を控えましょう。光化学オキシダント等の状況については、次のホームページやテレフオンサービスがご利用できます。

■環境省大気汚染物質広域監視システム情報(そらまめ君)

- ▶http://soramame.taiki.go.jp/
▶携帯サイト…http://sora.taiki.go.jp/

■埼玉県大気汚染常時監視システム情報

- ▶http://www.taiki-kansi.pref.saitama.lg.jp/
▶電話・FAXサービス ☎・FAX048-857-7100



■事業主の皆さんへ

労働保険料ならびに一般拠出金の申告・納付を受け付けます。平成20年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新および石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付は4月1日(火)から5月20日(火)までです。

問い合わせ 埼玉労働局労働保険徴収課(☎048-600-62003・FAX048-600-62003)

■毎月第3日曜日「家庭の日」

◆家庭の日とは 毎月第3日曜日は「家庭の日」です。家族で地域の行事に参加したり、家の仕事を協力し合ったり、家族で過ごすことを心がけ、明るく楽しい家庭づくりを考えましょう。

◆平成19年度「家庭の日」推進事業〈青少年・明日へのメッセージ〉優秀作文を表彰

小・中学生からの応募作品591点から選考し、30人の入賞者を表彰しました(2月2日・松井公民館)。

【特選】(敬称略)

新井彩千(明峰小5年)・久保翔太(荒幡小5年)・太田翔子(清進小3年)・長澤由香里(小手指中2年)・武山剛(柳瀬中1年)

問い合わせ 青少年課(☎2998-9103・FAX2998-9006)

■児童扶養手当制度改正に伴う重要なお知らせ

児童扶養手当を受給して5年経過するなどの場合、4月以降の手当額は2分の1になります。

- ①就業している
②求職活動を行っている
③身体または精神の障害がある
④負傷または病気で就業が困難

引き続き同額の手当を受給するには、6月末日までに関係書類を提出する必要があります。該当する方には個別に通知します。

問い合わせ 子ども支援課(☎2998-9124・FAX2998-1147)

■固定資産税の縦覧・閲覧

■平成20年度の固定資産税の縦覧

土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿により、市内の土地または家屋の価格と比較することができます。

縦覧期間/場所 4月1日(火)〜6月2日(月)(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時) / 市役所2階・資産税課

縦覧できる方 納税者(本人)・同居の親族・委任状(法人の場合は代表者印を押印)を有する代理人

持参するもの 本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等)
手数料はかかりません。

廃食用油の回収にご協力ください

ご家庭で揚げ物などに使った油が残っている場合は、指定の日時に下表の公共施設(回収場所)へお出してください。集まった油は、バイオディーゼル燃料や肥料、飼料、塗料などに再生利用されます。特にバイオディーゼル燃料は、軽油に比べて二酸化炭素や黒煙の排出が少なく、環境にやさしい燃料です。当事業は、ごみ減量と資源化、地球環境への配慮などメリットの多いリサイクル事業です。

対象となる油 ご家庭で使った食用油(植物性のもの)に限ります。ラードなどの動物性油脂、エンジンオイルなどの鉱物油、飲食店などで使用したものは回収できません。

回収方法 油の入っていた容器(ビン・カンを除く)、またはペットボトルに入れ、油が漏れないよう栓をしてお出してください。なお、未開封の油缶はそのままお出してください。

受付時間 午前9時〜正午

■回収拠点(各施設に黄色いのぼりと回収用の青いコンテナが出ています)

Table with 2 columns: 施設名, 回収日. Lists collection points like 東消防署 and collection dates for 平成20年 and 平成21年.

【そのほかの廃食用油回収施設】

- 東部・西部クリーンセンター…土・日曜日、年末年始を除く毎日(祝日を含む) / 午前8時30分〜午後4時(午前11時30分〜午後1時を除く)
●リサイクルふれあい館・エコロ…月曜日、祝休日(月曜日と重なる場合、その翌日も含む)、年末年始を除く毎日 / 午前8時30分〜午後5時
●東所沢エコステーション…月曜日、祝休日(月曜日と重なる場合、その翌日も含む)、年末年始を除く毎日 / 午前9時〜午後4時

問い合わせ 廃棄物対策課(☎2998-9146・FAX2998-9394)

■固定資産税課税台帳の閲覧

本人の資産に関する新年度の価格等の閲覧ができます。

閲覧期間/場所 平成20年4月1日(火)〜21年3月31日(火)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分〜午後5時) / 市役所2階・資産税課

閲覧できる方 納税義務者(本人)、同居の親族、委任状(法人の場合は代表者印を押印)を有する代理人、借地人、借家人、売買・相続等で賦課期日(1月1日)後に所有者になった方等

持参するもの 閲覧できる方であるか確認ができるもの(賃貸借契約書、登記事項証明書等)および本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等)

手数料 200円/1回(4月1日(火)〜6月2日(月)は納税者は無料)

問い合わせ 資産税課(☎2998-9068・FAX2998-9409)

「埼玉県西部地域振興センター」が誕生しました

県では、4月1日から地域創造センターと産業労働センターを再編し、「埼玉県西部地域振興センター」を新たに設置しました。

業務内容 地域振興やNPO法人の設立認証、企業の経営支援等

場所 並木1-8-1 所沢県税事務所内

問い合わせ 埼玉県西部地域振興センター(☎2993-1110)
春の全国交通安全運動を実施
正しい交通ルールとマナーの実践に努めましょう。
実施期間 4月6日(日)〜15日(火)(10時〜18時)

「ご覧いただきありがとうございます」

所沢リポート
①4月12日(土) / 午前9時50分〜10時
②4月13日(日) / 午前9時50分〜10時



「市長・施政方針」を語る
広報テレビ番組